

指定居宅介護支援事業利用 重 要 事 項 説 明 書

あなたに対する指定居宅介護支援事業利用サービス提供開始にあたり、指定居宅介護支援事業運営規程第7条に基づいて当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1, 事業者

事業所の名称	長生園 ケアマネージメントサービス
事業所所在地	佐賀県伊万里市立花町2703番地2
法人の種類及び名称	社会福祉法人 長生会
事業所代表者氏名	理事長 前田 利朗
電話番号	0955-22-3115
FAX番号	0955-22-6369

2, 御利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		佐賀県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	平成12年4月 1日	佐賀県4170500013号	70人
居	訪問介護	平成12年4月 1日	佐賀県4170500013号	
	通所介護	平成12年4月 1日	佐賀県4170500013号	30人
	短期入所生活介護	平成12年4月 1日	佐賀県4170500013号	10人
宅	第1号事業(訪問型サービス)	平成30年4月 1日	佐賀県4170500013号	
	第1号事業(通所型サービス)	平成30年4月 1日	佐賀県4170500013号	
	介護予防短期入所生活介護	平成18年4月 1日	佐賀県4170500013号	
居宅介護支援事業		平成12年4月 1日	佐賀県4170500013号	

3, 事業の目的及び運営方針

<ol style="list-style-type: none"> 1 要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。 4 事業の運営に当たっては、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

4、職員の職種、人数及び職務内容

(令和6年3月1日改正)

職員の職種	区 分					職 務 内 容
	員 数	常 勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者		1				指定居宅介護支援事業の管理監督
介護支援専門員	5	4	1			要介護利用者の居宅サービス計画等の作成

5、営業日及び営業時間

営 業 日	毎週 月曜日から日曜日
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時30分まで ※営業時間以外も24時間対応可能な体制あり

6、ケアサービスの提供方法及び内容

計 画 の 作 成	指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、居宅サービス計画を利用者の希望に沿って作成します。
問い合わせ又は利用申し込み方法	指定居宅介護支援の提供に関する問い合わせ又は利用申込は、電話、文書及び事業所への来所により受け付けます。
提供拒否の禁止	正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒否はいたしません。
サービス提供困難時の対応	事業の実施地域によっては、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じる場合があります。
受給資格者証等の確認	指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その人の提示する被保険者証（資格者証を含む。）によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無及び要介護認定等の有効期間を確認させていただきます。
要介護認定申請に係る援助	<ul style="list-style-type: none"> 指定居宅介護支援の提供に際し、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて要介護認定の申請の援助を行います。 要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の1か月前には行われるよう、必要な援助を行います。
介護支援専門員の身分証明書の提示	介護支援専門員には、身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から身分を証する書類を求められたときは、これを提示します。

7、介護保険給付サービス

居宅サービス計画の作成	要介護度に応じて、利用者に必要な各種の居宅サービス計画を作成します。
居宅サービス事業との連絡	居宅サービス計画の実施及び変更等については、各種の居宅サービス事業者と連絡調整をします。
介護保険給付管理業務	「給付管理票」を作成します。居宅サービス計画に変更等があった場合はその内容に則した給付管理業務を行います。
要介護認定等の申請の援助	要介護認定等の申請のお手伝いをします。

8, 利用料及びその他の費用

(1) 法定給付

(令和6年4月1日改正)

区分	利用料			
法定代理受領 の場合	※ 全額介護保険給付となりますので、利用者の負担はありません。 ただし、加算を適用する場合等で、医師よりの診断書等を要す場合は利用者の負担となります。 介護報酬の告示上の額（居宅介護支援サービス費に同じ）			
	内容	保険給付額	対象事由	
	要介護1・2 要介護3・4・5	10860 円 14110 円	特定事業所加算(Ⅱ) (各4210円加算あり)	
	初回加算	3000 円	新規にサービス計画を作成した場合、認定区分が2区分以上変更した場合	
	入院時情報提供加算(Ⅰ)	2500 円	介護支援専門員が病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を入院した日の内に提供した場合	
	入院時情報提供加算(Ⅱ)	2000 円	介護支援専門員が病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を入院後3日以内に提供した場合	
	退院・退所 加算	I(イ)	4500 円	医療機関や介護保険施設を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス利用に関する調整を行った場合に算定する。ただし、入院又は入所期間中につき1回を限度とし、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。
		I(ロ)	6000 円	
		Ⅱ(イ)	6000 円	
		Ⅱ(ロ)	7500 円	
Ⅲ		9000 円		
緊急時居宅カンファレンス 加算	2000 円	病院・診療所の求めに応じ、当該病院・診療所の医師又は看護師と利用者宅を訪問しカンファレンスを行い、サービス利用における調整を行った場合に算定		
通院時情報連携加算	500 円	医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から必要な情報提供を受けた場合に算定		

	ターミナルケアマネジメント 加算	4000 円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状態を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合算定
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額		

(2) 法定外給付

区 分	利 用 料
交 通 費	利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費を請求します。 1 kmにつき 37円

9、通常の事業の実施区域

事業の実施区域	伊万里市、武雄市、有田町
---------	--------------

10、苦情申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者	西 岡 淳 一	
	ご利用時間	毎 日	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
	ご利用方法	電 話	0 9 5 5 - 2 2 - 3 1 1 5
面 接		相 談 室	
苦 情 解 決	「苦情解決管理要綱」に基づき対応します。(別紙図示)		

11、具体的取扱い方針

- ① 居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者が有する能力やその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- ② 利用者に提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ③ 居宅サービス計画に位置づけるサービスにあたっては、複数の事業所の紹介を行い、求めに応じて、当該サービスを位置付けた理由を開示・説明します。
- ④ 居宅サービス計画に基づいた指定居宅サービス等の提供について、保険給付の対象となるか否かを区分し、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。
- ⑤ 居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行いながら、居宅サービス計画の実施状況により利用者の必要に応じた居宅サ

ービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

- ⑥ 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜を図ります。
- ⑦ 介護保険施設等から退院又は退所しようとする場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行います。
- ⑧ 居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスが必要な場合は、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限ります。特に訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する視点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成する。医療サービス以外の指定居宅サービス等が必要な場合は、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、これを尊重します。
- ⑨ 利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又は指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成します。
- ⑩ 居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保険医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含めて居宅サービス計画を作成します。
- ⑪ 居宅介護支援サービスにおける加算算定の取り扱いについて入院時情報連携加算、退院・退所加算にかかる病院等との情報提供に関連する費用についてはその都度説明を行います。

1 2, 秘密保持

- ① 業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密は守ります。
- ② サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族等の同意をあらかじめ文書により得た上で行います。

1 3, 事故発生時の対応

利用者に対して、居宅介護支援を提供したことにより損害賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 4, 災害対策について

非常災害に備えて、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。感染症の発生や万一災害等に被災した場合でも、継続して指定通所介護等が提供できるよう業務継続計画（BCP）を作成の上、事業所従事者の研修会や訓練（シミュレーション）などを実施して体制の整備に努める。

1 5, 虐待防止について

(1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待の防止のための指針を整備する。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- (2) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

16, ハラスメントについて

- (1) 適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。
- (2) 利用者、ご家族様または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合はサービス利用の一時中止及び契約を解約させていただく場合があります。

17, 身体拘束について

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等をおこなってはならない。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

私は、本書面に基づいて当施設職員（介護支援専門員 氏名）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

〒

利用者 住 所

氏 名

〒

利用者の家族 住 所

氏 名

続 柄

別 紙

◎ 苦情解決の対応手順

